

	特許法	実用新案法	意匠法	商標法	著作権法	種苗法
目的	産業の発達	産業の発達	産業の発達	産業の発達・需要者の利益保護	文化の発展	農林水産業の発展
保護対象	<p>発明 自然法則を利用した技術的思想のうち高度のもの (物の発明、方法の発明)</p> <p>技術的アイデア ①自然法則を利用 ②技術的思想 ③創作 ④高度</p>	<p>小発明(考案) 考案とは自然法則を利用した技術的思想の創作</p> <p>物品の形状、構造又は組合せに係る考案 (方法は対象とならない)</p>	<p>意匠</p> <p>物品(部分を含む)の形状、模様、もしくは色彩、又はこれらの結合であって、視覚を通じて美観を起させるもの</p>	<p>人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体形状もしくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるものであって①業としての商品の生産や譲渡②業としての役務の提供</p> <p>①文字商標 ②図形・記号商標 ③結合商標 ④立体商標 ⑤動き商標 ⑥ホログラム商標 ⑦色彩のみ商標 ⑧音商標 ⑨位置商標</p>	<p>著作物</p> <p>著作物とは思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの</p>	<p>新たな植物の品種</p> <p>特許は科、属、種または遺伝子種苗法は品種</p>
保護期間	<p>出願日から20年 医薬品は25年</p>	<p>出願日から10年</p>	<p>設定登録日から20年間</p>	<p>設定登録日から10年 10年更新</p>	<p>①「創作」から「死亡した翌年1月1日から50年経過」まで ②「創作」から「公表した翌年1月1日から50年経過(映画70年)」まで</p>	<p>品種登録の日から25年 果樹や材木などの木本植物(永年植物)は30年</p>
条件	<p>①産業上利用できること ・医療行為を除く ・商売で利用できないものを除く ・明らかに実施できないものを除く ②新規性があること ・出願時時点で判断 ・新規性喪失の例外規定 発表から6カ月以内</p>	<p>要件なし 権利行使には実用新案技術評価書+警告が必要</p>	<p>①工業上利用(量産)できる ②新しい創作である ③当業者が容易に創作できない ④先に出願されていない ⑤意匠登録をうけられない意匠 ・他人の物品と混同を生じない ・不可欠な形状のみでない</p>	<p>①自己の業務にかかるとして使用すること(登録主義:出願時に使わなくてもOK) ②識別力があること ③先に出願されていないこと ④商標をうけられない商標でない</p>	<p>①思想または感情に関連するもの ②創作的であること ③表現したもの(アイデアNG) ④文学、学術、美術、音楽の範囲に属するもの</p>	<p>①公知の品種から区別できる ②均一のもの ③安定したもの ④譲渡されていない 出願日から1年以上前に国内で譲渡されていない(外国では4年)</p>
要件	<p>①進歩性 ②同一の発明が先に出願されていない</p>	—	—	<p>識別力があること ①普通名称 ②慣用商標 ③産地や品質、原材料などのみ ④ありふれた氏や名称 ⑤きわめてかんたんなもの ⑥需要者がだれの業務に係る商品役務が識別できないもの</p>	<p>●著作隣接権 ・実演家 ・レコード製作者 ・放送事業者 ・有先放送事業者 ●保護期間 ・実演 →実演した日からその翌年1月1日から50年 ・レコード →音を固定した日から発行日の翌年1月1日から50年 ・放送 →放送した日からその翌年1月1日から50年 ●職務著作 会社の発意 業務に従事する者が職務上作成 自社名義で公表(プログラム除く) ●共同著作物 著作物人格権は全員の合意がないと行使できない 自分の持ち分譲渡や使用許諾には共同著作者の同意が必要 差し止め請求は単独でOK ●著作物人格権 公表権(譲渡したら公表に同意と推定) 氏名表示権 同一性保持権</p>	<p>適用外 ①試験又は研究目的 ②方法特許権者が利用 ③農家の自家増殖 ④権利者から譲渡されたものの利用(消尽)</p>
必要書類	<p>・明細書 ・特許請求の範囲 ・必要な図面 ・要約書</p>	?	<p>・願書 ・図面</p>	<p>願書 必要があれば記録媒体</p>	—	出願書類
出願公開	<p>出願日から1年6カ月後に公開(出願公開請求制度あり) 出願の日から3年以内 (理由がなくなつてから2カ月以内かつ出願審査請求期間1年以内) 早期審査制度と優先審査制度あり</p>	なし	なし	<p>出願後に公開(3~4週間)</p>	—	出願後に公開
出願審査請求	—	不要	不要	不要	—	—
登録公開	<p>設定登録後に特許公報に掲載</p>	?	<p>登録後に意匠公報に掲載 秘密意匠は設定登録日から3年間 関連意匠出願は意匠公報の公開日前までに提出</p>	<p>設定登録後に商標公報に掲載</p>	?	?
登録料	<p>登録査定の際本送達日より30日以内に3年分納付</p>	<p>出願と同時に3年分納付</p>	<p>登録査定の際本送達日より30日以内に1年分納付</p>	<p>登録査定の際本送達日より30日以内に10年分納付(又は5年分ずつ)</p>	?	?
拒絶理由通知	<p>あり ○意見書提出 ○手続き補正書提出 ○審査官と面接 ○出願を分割→3カ月以内に分割出願(実用新案か意匠登録へ) ○出願を変更 ●最初の拒絶理由通知 明細書、図面の補正、特許請求の範囲を補正 ●最後の拒絶理由通知 請求項の削除、誤記の削除</p>	?	<p>あり ○意見書提出 ○手続き補正書提出 補正が却下された場合は本送達日から3か月以内に補正却下決定不服審判可能</p>	<p>あり ○意見書提出 ○手続き補正書提出 補正が却下された場合は本送達日から3か月以内に補正却下決定不服審判可能 ○出願を分割</p>	?	?
拒絶査定	<p>あり ●拒絶査定不服審判 拒絶査定の際本送達日から3カ月以内に審判請求 同時に明細書、特許請求の範囲、図面の補正が可能 3~5人の審判官が合議体で審理 3カ月以内に分割出願(実用新案か意匠登録へ) ●審決取り消し訴訟 拒絶審決の際本送達日から30日以内に高等裁判所へ提起</p>	なし	<p>あり ●拒絶査定不服審判 拒絶査定の際本送達日から3カ月以内に審判請求 ●審決取り消し訴訟 高等裁判所へ提起</p>	あり	あり	あり
異議の申し立て、取消審判、無効審判等	<p>●特許異議の申し立て 誰でもできる(共同出願違反と冒認出願の申し立ては不可) 特許公開公報掲載から6ヶ月以内 取消決定になった場合特許権者は本送達から30日以内に特許庁長官を被告として東京高等裁判所に取消訴訟を提起できる ●特許無効審判 特許権侵害で訴えられているものなど利害関係者のみ (共同出願違反と冒認出願を無効理由とする場合は特許を受ける権利を有するもの) 特許消滅後も請求可能 無効審決となったときは特許権者は本送達の日から30日以内に特許無効審判の請求人を被告として東京高等裁判所に審決取り消し訴訟を提起可能。 ●訂正審判 特許権消滅後も対応可能</p>	—	—	<p>●登録異議の申し立て 誰でもできる 商標公開公報発行から2ヶ月以内 ●商標登録無効審判 侵害警告を受けた人と利害関係者のみ 除斥期間は商標権の設定登録日から5年以内 ●不使用取消審判 だれでもOK ①継続して3年以上 ②日本国内において ③商標権者、専用使用権者、通常使用権者のいずれもが ④各指定商品または指定役務についての(※類似はNG) ⑤登録商標の使用をしていないとき(※類似はNG、ひらがなやアルファベットの置き換えはOK) ●不正使用取消審判 だれでもOK</p>	—	—
その他	<p>●国内優先制度 先の出願から1年以内 公開は先の出願から1年6ヶ月後 存続期間は後の出願日から20年間 審査請求は後の出願日から3年以内 先の出願はその出願から1年4か月たつと取下げたものとみなされる ●特許権を侵害されたときの差し止め請求は特許権者と専用実施権者のみ ●移転の登録特許庁へ登録必要 相続や会社の合併などの一般承継の場合は不要</p>	—	<p>●部分意匠 出願人同一 意匠公報の発行日より前に出願 ●意匠が後願の場合特許権者の承諾必要</p>	<p>●同日に2以上の出願 →協議してもダメならクジ</p>	—	—